

八幡浜市 教育振興に関する大綱

(令和5年度～令和8年度)

～教育は人づくり、子どもが育つまち八幡浜～

私たちのふるさと八幡浜は、柑橘栽培や水産業を基幹産業とし、進取の気風に富んだ町として発展してきました。また、恵まれた自然、人情味豊かな風土のなかで、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの確かな成長を育んできました。

今、私たちを取り巻く社会は、~~少子高齢化や人間関係の希薄化、情報化による弊害や地球規模の環境問題等、様々な課題を抱えています。~~

少子高齢化、人口減少、人工知能の進展等による社会構造の変化や感染症や大規模災害の発生、不安定な国際情勢など、予測困難な時代のなかで、様々な課題に直面しています。

このような状況にあって、に置かれているからこそ、「教育は人づくり」の観点から、という教育の原点に立ち返り、八幡浜の未来を担う子どもたちの大いなる可能性を引き出すとともに、市民一人一人が~~生きがいをもつて暮らせるために~~ 豊かな人生を送るために、次の目標を設定します。

- 夢や希望をもち、より高い目標に向かって、自ら進んで行動する人の育成
- 相手の気持ちを受け入れるやわらかさを備え、他者と共によりよく生

きようとする人の育成

- 確かな学力を身に付け、創造性や個性を伸ばし、自ら課題を発見し解決しようとする人の育成
- 困難に打ち克つ精神力と思いやりの心をもった人の育成
- 健康や体力の増進に努め、意欲と活力のある人の育成
- 伝統と文化を尊重し、ふるさとに誇りをもち、社会に貢献する人の育成

これらの目標実現を目指し、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する基本方針と施策を次のように定めます。

(新規) なお、施策の着実な進行管理を図るため、毎年度実施している「教育委員会の点検・評価」等を活用しながら、^{〔注1〕}P D C Aサイクルを構築し、教育施策の展開に反映させていきます。

<基本方針と施策>

1 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

知・徳・体のバランスのとれた学校教育の充実を図ります。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ◇ 学力の向上 | ◇ 道徳教育の充実 |
| ◇ 体力の向上と学校スポーツの推進 | ◇ 読書活動の推進 |
| ◇ 文化芸術体験事業の充実 | ◇ 食育の推進 |
| ◇ 幼(保)・小・中・高の連携教育の推進 | ◇ 教職員の指導環境の整備 |

2 未来への飛躍を実現する人材の育成

体験活動を重視し、チャレンジ精神に富む渋っ子を育てます。

〈注2〉

- ◇ キャリア教育の充実 ◇ ふるさと教育の推進
- ◇ 様々な体験活動の重視 ◇ 交流活動（事業）の促進 展開
- ◇ ~~学校のICT環境の整備~~ → 次の2項目に
- ◇ 一人一台端末の有効活用 ◇ ICT環境の充実

3 安全で安心できる学び場の確保

安全で安心な教育環境の整備に努めます。

- ◇ 健康・安全教育の推進 ◇ 防災教育の充実
- ◇ ~~空調・ブロック塀・トイレ等の整備~~ → ◇ 学校施設の長寿命化
- ◇ 学校規模の適正化
- ◇ ~~貧困による~~ 教育格差への対応
〈注3〉
※ 経済状況による格差、ヤングケアラーのいる家庭への支援等を含む。

4 家庭・学校・地域の総合力で取り組む教育の推進

地域ぐるみで、子どもたちの健やかな成長を支援します。

- ◇ 家庭の教育力の向上 ◇ 規範意識の基盤形成
- 〈注4〉
◇ ブロック別研究体制の見直しと充実 繼続
- 〈注5〉
◇ 三層情報環流方式の継続
- ◇ ~~公民館活動の充実~~ → 6の生涯学習へ移行し、次の新項目を起こす。
- ◇ 子どもの居場所づくり・絆づくり
- ◇ 環境教育の推進 新項目 ◇ 部活動の地域移行

5 特別支援教育の充実と児童生徒の健全育成

〈注6〉

共生社会と一人一人の自己実現を目指します。

- ◇ 幼(保)・小・中の円滑な 切れ目ない接続
- ◇ 教育支援室と関係機関との連携 → 関係各課・関係機関との連携
- ◇ いじめ問題の根絶と不登校への対応 → いじめと不登校を分ける。
- ◇ いじめ問題の根絶 ◇ 不登校児童生徒への支援
- ◇ 情報モラルの向上 ◇ 人権・同和教育の充実

6 生涯学習の推進とスポーツ・文化の振興

人が生き生きと 生涯にわたって 学び続ける環境をつくります。

- ◇ 公民館活動の充実 4から移行
- ◇ 歴史文化の活用と伝統文化の継承 ◇ 文化遺産の保存と活用
- ◇ 文化芸術事業の充実 ◇ 社会教育の充実と施設の整備
- ◇ 競技力の向上とスポーツ活動の推進

用語の解説

〈注1〉 P D C A サイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する方法。

〈注2〉 キャリア教育

児童生徒一人一人が目的意識を持って日々の学校生活に取り組みながら、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として自立していくことができるようとする教育。

〈注3〉 ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子ども。

〈注4〉 ブロック別研究体制

小・中学校の教職員による、中学校区を基盤とした本市独自の研究推進体制。9年間を見通した教育活動及び地域との連携の在り方等について、各ブロックの特色を生かした創意ある研究を行っている。

〈注5〉 三層情報環流方式

校内、ブロック（中学校区）、市の三つのいじめ対策委員会が、相互に連携を図りながら、情報交換を積み上げ、協働して課題解決を図る本市独自の取組。

〈注6〉 共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。